

平成24年度第1四半期における公益法人等への会費支出の状況

番号	交付先法人名称	名目・趣旨等	交付額 (単位:円)	支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付日等 (支出決定日)	支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国所管、都道 府県所管の区 分
1	日本博物館協会	維持会費(年会費)	230,000	※	5月31日、6月29日	日本博物館協会は、博物館活動の推進及び管理運営の改善に資するため、時宜に適した問題について専門委員会を組織し、国内外の調査研究等を実施している。 当該協会が主催する会議等に参加することにより、国内外の美術館及び博物館についての情報収集、意見交換を行い、業務の質の向上に資することから、維持会員として参加し、会費を支出している。	特財	国所管
合計			230,000					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※日本博物館協会への維持会費の支出については、当該法人が算出した会費の請求書に基づき各施設がそれぞれ支出している。

なお、各施設それぞれの支出額は以下のとおり。

東京国立近代美術館30,000円、京都国立近代美術館40,000円、国立西洋美術館35,000円、国立国際美術館65,000円、国立新美術館60,000円